

仕 様 書

1 契約件名

令和 8 年度被留置者等給食単価契約

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 納入場所

(1) 鹿児島県警察本部留置管理課鹿児島中央留置施設

鹿児島市新屋敷町 17 番 26 号 鹿児島中央警察署 3 階

(2) 鹿児島県警察本部留置管理課鹿児島西留置施設

鹿児島市城西三丁目 8 番 10 号 鹿児島西警察署 3 階

(3) 鹿児島県警察本部留置管理課鹿児島南留置施設

鹿児島市東開町 1 番地 5 鹿児島南警察署 3 階

4 契約内容

(1) 品名、品質、数量、単位

品 名	品 質	数 量	単 位
被留置者等給食	朝 食	1	食
	昼 食	1	食
	夕 食	1	食

(2) 給食の内容等

ア 給食 1 日当たりのカロリーは 2,300 キロカロリー以上とし、栄養価のバランスに
配慮すること。

イ 1 食ごとに袋、容器又は皿に入れた状態で納入することとし、容器又は皿につい
ては陶器等の壊れやすい材質を避けること。

併せて、納入食数以上の箸（容易に折れない材質のもの）を納入すること。

ウ 汁物等 1 食ごとに納入しがたいものについては、食缶等により納入して差し支え
ないが、配膳用の容器を併せて納入すること。

エ 袋、容器又は皿にフードケース、バラン等を入れることなく、食品のみとするこ
と。

オ 醤油、ソース等の調味料は別途小袋等を添付して納入することなく、あらかじめ食品にかけた状態で納入すること。

カ 契約担当者から指示があった場合には、アレルギー、傷病人等に対応する給食を提供すること。

キ 契約担当者から指示があった場合には、留置施設外における食事を想定した運搬が容易な弁当容器等による納品を行うこと。

(3) 納入方法

ア 次表により納入施設ごとに納入し、検査を受けること。

	発 注 時 間	納 入 時 間
朝食	前日午後 2 時00分まで	午前 6 時00分まで
昼食	当日午前 9 時00分まで	午前11時00分から午後 0 時00分の間
夕食	当日午後 2 時00分まで	午後 4 時00分から午後 5 時00分の間

※ 留置施設外における食事の納入時間については、都度指示する。

イ 天災地変等により納入時間が上記によりがたい場合は、事前に連絡すること。

5 その他

(1) 衛生管理に留意し、食中毒等防止に努めること。

(2) 契約期間中に 4 回以上、1 日の給食にかかる献立明細の提出を求めることがある。